

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院役員報酬等の支給の基準について

1 役員報酬等の支給の基準に係る評価委員会の役割について（資料2「地方独立行政法人法」参照）

地方独立行政法人法第49条第2項では、評価委員会は、法人役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）の支給の基準が適正なものであるかどうかについて、町長に意見を申し出ることができます。

役員報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない（法第48条第3項）とされていますが、広尾町国民健康保険病院においては、下記2のとおり専任の常勤理事を置かないことから、非常勤役員の報酬等について以下のとおり定めることとしたので、これについて委員各位のご意見を伺うものです。

2 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の役員構成（資料3「規程」第2条参照）

役員区分	勤務形態	考え方
理事長	非常勤	北斗病院理事長が兼務（町長が任命）
副理事長	常勤	病院長が兼務（理事長が任命）
理事	常勤	法人職員の中から理事長が任命
	非常勤	外部から理事長が任命
監事	非常勤	外部から町長が任命

※ 専任の常勤理事を置く考えはありません。

3 報酬等の考え方（資料3「規程」第3条・第5条参照）

（1）法人の職員を兼ねる常勤理事

- ・職員給与を支給し、役員報酬・手当等は支給しない。
- ・退職の際は、職員退職手当を支給する。

（2）非常勤理事及び監事

- ・非常勤役員手当（月額）を支給する。
- ・退職手当は支給しない。

4 非常勤役員手当の月額（資料3「規程」第4条参照）

役員区分	非常勤役員手当	考え方
理事長	50,000円	他の地方独立行政法人の例を参考に、職務とのバランスを考慮して設定した。（資料4）
副理事長	30,000円	
理事	20,000円	
監事	24,000円	町代表監査委員の報酬と同等となるよう設定した。（※）

※ 95,300円(代表監査委員報酬月額)×12月÷70日(H29の活動日数)≈16,000円/日

法人の監査に要する日数を例月1日、上期・下期それぞれ3日とし、年間18日と想定して、16,000円×18日÷12月=24,000円/月とした。

5 意見書のとりまとめ（資料5参照）

各委員からの回答書を集約し、特に意見がなければ資料5のとおり町長に提出させていただきます。

意見があれば、委員長と協議の上、意見書に記載し、町長に提出させていただきますので、ご了承願います。